学生，大学院生等が取り扱う個人情報の保護に関する申合せ

平成１７年　７月２９日

鳥取大学大学院医学系研究科

大学院委員会承認

鳥取大学医学部教育委員会承認

令和元年１０月２１日一部改訂

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号）及びその他の関係規則等に基づき，鳥取大学医学部及び大学院医学系研究科の学生，大学院生等が取り扱う個人情報の保護に関し，下記のとおり申し合わせる。

記

　（個人情報）

１．個人情報とは，本学又は学外実習施設等が保有する生存する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。ただし，個人が死亡した後においても，引き続き保有している当該個人に関する情報は，個人情報と同等に取り扱うこととする。

　（取扱者）

２．個人情報を取り扱う者（以下「取扱者」という。）とは，本学又は学外実習施設等における講義・実習・研究等の過程で個人情報を取り扱う，次に掲げる者をいう。

　　　一　学生

　　　二　大学院生

　　　三　その他研究生，聴講生等

　（遵守事項）

　３．取扱者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　　　一　不要な個人情報の収集は避けること。

　　　二　個人情報は，極力記号化する等により匿名化を図ること。

　　　三　匿名化した情報であっても，基本的に学外へ持ち出さないこと。

　　　四　個人情報ではないが実習等で入手した画像及び文字情報については，社会に流出すべきではないものであり管理に厳重な注意を払うこと。

　　　五　個人情報の保管に関しては，盗難，紛失に留意すること。

　　　六　個人情報を電子媒体で保存する場合は，電子機器内部のハードディスクではなく外部の記録媒体に保存すること。

　　　七　不要となった個人情報は，廃棄又は削除すること。

　　　八　個人情報は，在学中はもとより卒業・修了後も第三者に故意又は過失により漏洩しないこと。また，本学又は学外実習施設等に無断で使用しないこと。

　　　九　その他個人情報は，特に厳格に取り扱うこと。

　（誓約書）

　４．取扱者は，別紙様式による個人情報の保護に関する誓約書を，生命科学科・保健学科学生は，２年次進級時又は初回実習開始前，医学科学生，大学院生及び研究生等は，入学時に，医学部長又は医学系研究科長に提出しなければならない。

　（損害賠償）

　５．取扱者は，故意又は過失により本学又は学外実習施設等に損害を与えた場合は，その損害を弁償しなければならない。

（別紙様式）

**個人情報の保護に関する誓約書**

　　鳥取大学大学院医学系研究科長　殿

　　鳥取大学医学部長　殿

　私は，鳥取大学又は学外実習施設等が作成あるいは取得した個人情報を講義・実習・研究等の過程において取扱う者として，個人情報の保護に関する法令等を遵守し，これらの個人情報を在学中はもちろん卒業・修了後も第三者に故意又は過失によって漏洩したり，無断で使用したりしないことを誓約いたします。

なお，これに反して鳥取大学又は学外実習施設等に損害を与えた場合は，その損害を弁償いたします。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　鳥取大学

　　　　　　　　　大学院医学系研究科　　　　　　専攻　　　　　課程

　　　　　　　　　医　学　部　　　　　　　学科　　　　　　　　専攻

 　 　　　　　 　　　 学生番号

　　　　　　　　　　　　　氏　名（署名）